40　振替地方債につき法第五条の二第十六項の承認を受けようとする者が振替国債につき同項の承認を受けている場合における第三十七項の規定の適用については、同項中「特定振替機関が」とあるのは「振替地方債に係る特定振替機関が」と、「書類」とあるのは「書類及び振替国債につき同項の承認を受けていることを証する書類」と、「振替国債又は振替地方債」とあるのは「振替地方債」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において同条第十六項の承認があつたものとみなす。

41　振替地方債につき法第五条の二第十六項の承認を受けようとする者が特定振替社債等につき法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項の承認を受けている場合における第三十七項の規定の適用については、同項中「その者が特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関である旨を特定振替機関が証する書類」とあるのは「特定振替社債等につき法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項の承認を受けていることを証する書類」と、「振替国債又は振替地方債」とあるのは「振替地方債」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第五条の二第十六項の承認があつたものとみなす。

42　適格外国仲介業者は、法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項に規定する書類を提出している場合又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項に規定する書類を提出している場合には、当該非居住者又は外国法人の各人別（当該非居住者又は外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該非居住者又は外国法人の各人別及びその受託した適格外国証券投資信託の別）に、同条第十九項に規定する財務省令で定める事項を、その支払の確定した日の属する月の翌月十日までに、当該振替国債又は振替地方債に係る当該適格外国仲介業者の同項に規定する適格口座管理機関に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた適格口座管理機関の営業所等の長は、財務省令で定めるところにより、当該通知を受けた事項を確認しなければならない。

43　法第五条の二第十九項に規定する政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものとする。

44　適格口座管理機関は、財務省令で定めるところにより、その受けた第四十二項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

第三条に次の一項を加える。

49　非居住者又は外国法人の振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、財務省令で定めるところにより、その受けた法第五条の二第二十一項第三号又は第二十二項第三号の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けたこれらの規定による通知が第四十六項又は前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

第三条の二の二を第三条の二の三とする。

第三条の二第二項から第四項までの規定中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同条第五項から第八項までを次のように改める。

5　法第六条第四項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　民間国外債の発行をする者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

二　民間国外債の発行をする者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

6　前項各号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

7　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

8　法第六条第四項に規定する政令で定める指標は、次に掲げるものとする。

一　民間国外債の発行者等（民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（法第六条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。）の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額

二　民間国外債の発行者等が保有する資産の価額

三　民間国外債の発行者等が支払う剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配その他これらに類するものの額

第三条の二第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「法第六条第一項に規定する」及び「（第二十三項において「民間国外債」という。）」を削り、「第二十一項及び第三十五項」を「第二十項及び第三十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第十七項」を「第十四項」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　法第六条第五項、第六項及び第八項の場合において、民間国外債の利子の支払を受ける者が当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者であるかどうかの判定は、その支払を受ける利子ごとに当該発行をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第三十四項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。

第三条の二第十八項中「第六条第四項及び第十項」を「第六条第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に、「第二十九項」を「第二十八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　特定民間国外債につき支払の取扱者に法第六条第八項に規定する保管の委託をしている非居住者又は外国法人が当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者に該当することとなつた場合には、当該非居住者又は外国法人は、その該当することとなつた日以後最初に当該特定民間国外債の利子の支払を受けるべき日までに、その該当することとなつた旨を当該支払の取扱者に告知しなければならない。

第三条の二第二十一項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に、「第二十六項」を「第二十五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第六条第七項第一号」を「第六条第八項第一号」に改め、「すべて」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第六条第七項第一号」を「第六条第八項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第六条第七項」を「第六条第八